

第十五條

役員會ハ毎月一回之ヲ開催シ委員會ハ毎年春秋二回開催スル例トス但シ會長ハ対日ヲ定メ三週間前ニ之レヲ通知スルモノトス

第十六條

會長ハ左ノ場合ニ於テハ臨時會ヲ召集スルコトヲ得  
一 會長ニ於テ中絶ト認メタルトキ  
二 委員又ハ役員半数以上ノ請求アリタルトキ

第十七條

- 一 委員會ハ左ノ各項ニ該當スル事項ヲ議決ス  
委員委員會ニ議案ヲ提出セントスル時ハ委員或格  
名以上ノ賛成ヲ以テ三週間以前ニ會長提呈スル要ス
- 二 收支決算ニ関スルモノト
- 三 事業ノ新設改廢ニ関スルモノト
- 四 本會ノ規約ノ制定變更ニ関スルモノト

第四章 會計

第十八條

會計主事ハ歳入歳出豫算及前年度収支決算書ヲ調製シテ春季總會ニ報告スルモノトス

第十九條

會計主事ハ中絶ナル帳簿ヲ設テ金銭物品出納及其ノ狀況ヲ明瞭ニスルコト

第二十條

會計主事ハ金銭物品出納ヲナサントスル時ハ傳票ヲ作成シテ會長ノ承認ヲ得ヌコト要ス

第二十一條

會長ハ何時ニテモ會計ノ狀況ヲ査査スルコトヲ得

第二十二條

本會前充金銀ノ信用アル銀行ニ預入スル例トス

a. 収入